

今年10月1日から

幼児教育・保育の無償化が始まります！

3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを
利用する子どもたちの保育料が無償化されます。



給食費（副食費）は保護者のご負担となります。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の
子どもたちも対象です



手続きは不要です

無償化の対象は？？

利用されている施設や、世帯の状況によって取扱いが異なります。

施設等の種類	保育の必要性 の認定 (注1)	対象者	無償化上限額 (月額)
保育所、認定こども園、 事業所内保育等	あり	◆ 3歳以上児～ ◆ 住民税非課税世帯の0～ 2歳児	全額 (注2)
認定こども園 (教育時間利用)	なし	◆ 満3歳～	全額
幼稚園の預かり保育	あり	◆ 3歳以上児～	11,300円 (注3)
認可外保育施設等 (注4)	あり	◆ 住民税非課税世帯の0～ 2歳児 ◆ 3歳以上児～	42,000円 37,000円

(注1) 市町村から保育が必要（就労等により子どもを預けることが必要）との認定を受けることをいいます。

(注2) 延長保育料は無償化の対象外です。

(注3) 住民税非課税世帯の満3歳児については16,300円が上限額となります。

(注4) 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
なお、市町村に無償化対象施設等であることを確認された施設等のみが対象となります。

手続きは必要なの？？

- 保育所、認定こども園に入所している場合は、無償化のための申請は不要です。
- 1号認定を受けている子どもの預かり保育が無償化の対象となるためには、申請が必要です。
(※ 3歳児クラス～5歳児クラスの方のみ)

無償になるのは保育料だけ??

無償化の対象外となる経費

給食費、延長保育料、行事費、通園送迎費、など

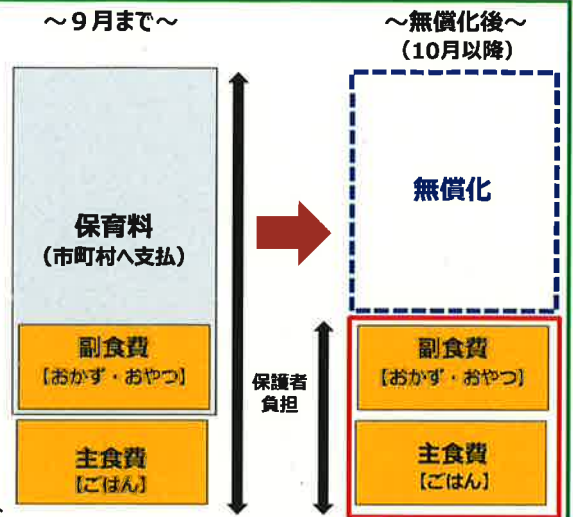


3歳以上の保育所や認定こども園を利用する保育の必要な子どもは、給食費のうち副食費（おかず、おやつ代）が保育料に含まれるため**口座振替及び納付書**でのお支払いに変更されます。

3歳未満児の給食費はこれまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません（保育料として支払い）。



町民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子以降に係る副食費（おかず、おやつ代）は、支払が免除されます。



**副食費をお支払いいただきます
(ご飯は持参です)**

よくある質問 Q & A

Q. 無償化となるためには、なにか手続きが必要ですか？

A. すでに支給認定を受けて施設を利用している場合、**特に手続きは必要ありません**が、預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定申請が必要です。

Q. 全ての利用に係る費用が無料になりますか？

A. 延長保育の利用料、給食費、通園送迎費、行事費などは**有料**です。

Q. すでに実施している第2子以降の軽減は、無償化実施後どうなりますか？

A. 第2子以降の保育料の軽減は、引き続き実施します。

Q. 3歳の誕生日がきて2号認定になったら無償化の対象になりますか？

A. 3歳児クラスからが無償化の対象です。
2歳児クラスの間は無償化の対象にはなりません。

Q. 延長保育の利用料も無償化されますか？

A. 延長保育に係る利用料は無償化の対象になりませんので、これまでどおり有料です。

Q. 給食費はどうやって払えばよいですか？

A. 【町立及び北条みどりこども園】保育料と同じ口座からの引き落としができます。その場合は同意書の提出が必要です。
※後日引き落としについてご案内します。

〔通帳記入の際の項目名は保育料(ホイクリョウ)となります。〕

【栄保育所】

口座引き落としとなりますが、新たに口座振替の手続きが必要となります。

■■ 問合せ先 ■■

北栄町役場教育総務課子育て支援室

〒689-2292 北栄町由良宿423-1

(電話) 0858-37-5870

くわしくは、北栄町のホームページをご覧ください。

北栄町 無償化

検索

